

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月19日 09時49分ごろ
発生場所	和歌山県太地町梶取埼北東方沖 梶取埼灯台から真方位055° 2.1海里付近 (概位 北緯33° 36.2′ 東経135° 59.6′)
事故の概要	漁船蛭子丸は、南東進中、また、漁船菊丸は、漂泊中、両船が衝突した。 蛭子丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、菊丸は、右舷中央部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月21日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 蛭子丸、19トン KO2-6218（漁船登録番号）、個人所有 第282-16051号（船舶検査済票の番号） B 漁船 菊丸、2.0トン WK3-21501（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口及び操舵室の損壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、和歌山県勝浦市勝浦港を出港し、単独の操船に当たり、約8ノットの対地速力で手動操舵により南東進中、眠気を感じたものの、操舵室前面で椅子に腰を掛けて船橋当直に当たっていたところ、しばらくして居眠りに陥った。 船長Aは、海上保安庁から連絡を受けてB船と衝突したことを知った。 船長Aは、眠気を感じたときは、2人で船橋当直に当たればよかったと本事故後に思った。 船長Bは、左舷側中央付近に設置された揚網機の後方に座り、船首方を向いて建網の回収作業を行っているとき、右舷船首方に接近するA船を認めたが、A船が漂泊しているB船を避けると思い、漂泊を続けた。

	<p>B船は、船長Bが避ける気配のないまま接近するA船と衝突のおそれを感じて機関を後進にかけたが、B船の右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p>
分析	<p>船長Aは、眠気を催した際、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続け、居眠りに陥ったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、漂流中、接近するA船を認めた際、A船が漂流しているB船を避けてくれるものと思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが居眠りに陥り、また、B船の船長Bが漂流を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直中に眠気を催した場合、2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を講じること。 ・ 漂流中に接近する他の船舶を認めたときは、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。